

平成 18 年 9 月 8 日
企業会計基準委員会

実務対応報告第 20 号

**「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準
の適用に関する実務上の取扱い」の公表**

公表にあたって

企業会計審議会から公表されている「連結財務諸表原則」や「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」（以下合わせて「連結原則等」という。）を踏まえると、投資事業組合が、連結や持分法の対象とすべき子会社又は関連会社の範囲に含まれる場合があることは明らかであり、会社と同様に、支配力基準及び影響力基準を適用することとなります。

しかしながら、近時、投資事業組合に係る不適切な会計処理が指摘されており、その適用に関する取扱いをより明確にすることが必要ではないかという意見があることから、企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、現行の連結原則等の下で、投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用について、実務上の取扱いを検討してまいりました。今般、平成 18 年 9 月 1 日の第 112 回企業会計基準委員会において、標記の実務対応報告（以下「本実務対応報告」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本実務対応報告につきましては、平成 18 年 6 月 6 日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

本実務対応報告の概要

■ 会計処理

本実務対応報告では、次のように、投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する取扱いをより明確にした。

➤ 支配力基準の適用（Q1～5 参照）

投資事業組合に対しても、会社と同様に、支配力基準を適用するが、投資事業組合の場合には、株式会社のように出資者が業務執行者を選任するのではなく、意思決定を行う出資者が業務執行の決定も直接行うことなどから、株式会社における議決権を想定している連結原則等を投資事業組合に適用する場合には、基本的には業務執行の権限を用いることによって、当該投資事業組合に対する支配力を判断することが適当である。

なお、出資者が投資事業組合に係る業務執行の権限を有していない場合であっても、緊密な者及び同意している者が有している業務執行の権限が、当該投資事業組合の業務執行の権限の過半の割合を占め、かつ、緊密な者と合わせて、当該投資事業組合の資金調達額の総額の概ね過半について融資及び出資を行っている場合や当該投資事業組合の投資事業から生ずる利益又は損失の概ね過半について享受又は負担することとなっている場合等には、通常、当該投資事業組合は子会社に該当するものとして取り扱われることとなる。

➤ 影響力基準の適用（Q6 参照）

投資事業組合は、会社と同様に、影響力基準を適用するが、関連会社の判定において、支配力基準を適用する場合と同様に、基本的には業務執行の権限を用いることにより判断することが適当である。

■ 適用時期等

本実務対応報告は、公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表及び中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用する。

しかし、本実務対応報告を適用することにより、これまで行ってきた会計処理と異なることとなる場合には、これまでの会計処理が明らかに不合理であると認められる場合を除き、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱う。

以 上